

高対第1172号
令和2(2020)年2月27日

県内介護員養成研修指定事業者 御中

栃木県保健福祉部高齢対策課長

新型コロナウイルス感染症の発生状況等を踏まえた介護員養成研修（初任者研修・生活援助従事者研修）の実習の取扱いについて（通知）

本県の高齢者福祉行政の推進に当たり、日頃から御理解と御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、標記の件につきまして、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止等を理由に、実習施設における実習の実施が困難となった場合、下記のとおり取り扱うこととしましたので通知いたします。

記

栃木県介護員養成研修事業実施要綱に規定された実習と同等の演習等を実施することで、実習を実施したものとみなす。

（参考）

栃木県介護員養成研修事業実施要綱 別表2-1、別表2-2（一部抜粋）

○初任者研修

「実習について」

施設サービス実習と訪問通所サービス実習をそれぞれ6時間実施すること。

[実習の目的]

- ・介護サービス施設、事業所における介護職員の役割や業務の実際を理解する。
- ・施設や在宅における利用者の生活を知ること、利用者、家族についての理解を深める。

○生活援助従事者研修

「実習について」

移動・移乗に関連した実習を2時間実施すること。

栃木県保健福祉部高齢対策課 事業者指導班介護基盤チーム TEL 028-623-3147 FAX 028-623-3058
--